

上下水道事業情報誌秋号広告募集のご案内

令和 8 年 8 月
堺市上下水道局

堺市上下水道局では、「上下水道事業情報誌秋号」(以下「情報誌」という。)に掲載する広告を募集します。
情報誌は、給水契約者に知っていただきたい、上下水道事業に関する情報を掲載するもので、市内約 28 万件のご家庭、事業者配布します。
是非、会社やお店のPRにご利用ください。

1 申込資格

個人、法人又は団体(市内の地域産業、商店街、市場、専門店の連合会、組合に限る。)で引き続き 1 年以上営業を行っており、その業務内容が明確な者。

この広告は、広告主を直接募集するため、広告代理店の方は申込みできません。

また、「堺市上下水道局広告取扱規程」、「堺市上下水道局広告取扱要綱」及び「堺市上下水道局印刷物広告掲載取扱要領」の掲載基準に該当し、広告の掲載が適当でない場合は、申込み及び広告の掲載ができません。
(12 広告掲載基準の抜粋参照)

2 最低広告料、広告の大きさ等

最低 広告料	137,860 円(1 枠当たり。印刷費用を含む。消費税別途)
募集枠	4 枠(複数枠を 1 つの広告として使用することは可能とし、契約は 1 枠価格×枠数とします)
広告の大きさ	横 119.5mm×縦 76mm
広告原稿	広告主作成(画像データファイルの拡張子は、.ai .png .jpg のいずれかとします)
刷色	4 色
紙質	中質紙 48.4g/m ²
掲載 必要事項	広告主の名称(ブランド名でも可)、所在地、連絡先の電話番号

3 配布方法等

配布先	上下水道局が検針を行っている市内の水道使用者
配布方法	検針業務委託業者が水道メーターの検針を行う際に検針票と併せて情報誌を郵便受け等に投函します。なお、検針票の投函を行わない「すいりん」アプリ登録者の方へはアプリ内で情報誌の電子データを配布します。
配布(掲載) 期間	令和 8 年 10 月から 11 月まで(予定) (印刷状況等により、配布開始時期及び終了時期が変更になる場合があります。)
配布回数	水道使用者に対し、1 回配布
配布枚数	約 281,500 枚

4 広告の掲載位置(イメージ)

情報誌(タブロイド判 横 272mm×縦 406mm)の裏面下部に掲載



5 広告主の決定

申込者から広告料として提案された金額を比較し、最低広告料以上でかつ、1 枠当たり最も高い金額で申し込まれた方を広告主とします。ただし、上下水道局が定める広告掲載基準により、広告内容等の審査を行いますので、基準に反する方は広告主になれません。広告料の提案金額が同額の場合は、市内に事業所、事務所又は店舗等を有する者を優先し、それによっても広告主を決定できないときは、抽選により広告主を決定します。

6 広告場所の決定

広告主決定後、堺市上下水道局にて調整、決定します。広告場所の指定はできません。

7 複数枠の希望

複数枠を希望される場合、2 枠又は 4 枠で申し込みしてください。

2 枠の場合は左右連続の使用又は 1 枠毎に違う広告の使用とします。

4 枠の場合は 4 枠連続の使用、左右連続の使用を 2 種類又は 1 枠毎に違う広告の使用とします。

8 広告主決定から掲載までの手続き

(1) 広告主決定後、すべての申込者に決定した広告主の名称及び広告料を電話により連絡し、広告主には、広告掲載承認通知書、広告掲載契約書及び広告料の納入通知書をお渡します。

(2) 広告掲載契約書は記名押印、収入印紙貼付の上、理財・会計課に提出してください。また、指定する日(9 月 8 日(予定))までに、納入通知書により広告料を納付し、広告原稿(画像データ)をメール等で提出してください。

(3) 校正による広告内容確認後、情報誌を印刷します。

(4) 令和 8 年 10 月から 11 月までに配布予定です。

9 申込期間

令和 8 年 8 月 21 日(金)から 8 月 31 日(月)まで(必着)

持参する場合は、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで(午後 0 時から 0 時 45 分までを除く。)

10 申込方法

堺市上下水道局印刷物広告掲載申込書(堺市上下水道局ホームページからダウンロード)に必要事項を記入

し、下記書類を添付のうえ、下記申込先まで郵送又は持参してください。

- (1) 広告料提案書
- (2) 誓約書【暴力団排除に関するもの】
- (3) 堺市税納付状況確認同意書
- (4) 申込者の事業(会社)概要【会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、創業年月、所在地(本社、本店、市内の事業所、店舗等)、業務内容、従業員数は必須です。(補記可)】
- (5) 個人:住民票の写し【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
法人:現在事項証明書又は履歴事項証明書【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
団体:規約、参加企業・店舗等一覧表の写し
- (6) 広告原稿案【A4用紙に印刷】

11 申込、お問合せ先

〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 上下水道局本庁舎本館4階
堺市上下水道局 理財・会計課 財産活用係
TEL:072-250-9131
e-mail: rikai@city.sakai.lg.jp



12 広告掲載基準の抜粋

詳しくは、堺市上下水道局ホームページに掲載している「堺市上下水道局広告取扱規程」、「堺市上下水道局広告取扱要綱」及び「堺市上下水道局印刷物広告掲載取扱要領」をご覧ください。

【広告主になれない者の例】

- ・本市の市税、水道料金又は下水道使用料を滞納している事業者
- ・上下水道局の所管事業に関連のある上下水道工事業者又は上下水道関連商品の販売事業者
ただし、市内に本社、本店を置く上下水道工事業者(そのうち給水装置又は排水設備の工事業者である場合は、本市が指定する指定給水装置工事業者又は指定排水設備工事業者)のうち、本市発注の工事、維持管理業務の履行実績があること等一定の条件を満たす者は掲載可能とします。詳細は、理財・会計課までお問合せください。
- ・暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団密接関係者(堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)である事業者

確認のため、大阪府警察本部に照会する場合があります。

- ・民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者

【掲載できない広告内容等】

- ・上下水道局が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
- ・誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

- ・責任の所在、内容又は目的が不明確なもの
- ・クーポン券、粗品引換券等として利用するもの
- ・給排水設備工事、蛇口等の水漏れ、排水のつまり修理、天然水等の水の販売、浄水器の販売、浄化槽工事等
ただし、上記下線の事業者については、主な広告内容が給排水設備工事、蛇口等の水漏れ、排水のつまり修理等である場合は、掲載可能とします。

13 再作成費用の負担

広告内容について、令和8年9月8日(予定)以降は広告内容を変更することはできません。

広告主の責任により広告掲載を中止した結果、上下水道局が印刷済みの情報誌を使用できなくなったときは、作成し直す費用や再送付する費用などを損害賠償金として広告主に負担していただきます。

14 結果の公表

広告主決定後、広告主の名称、所在地、広告料、広告画像を上下水道局のホームページ等で公表予定です。